

2025 年 7 月 No.239

インド

インドの雇用連動型インセンティブ・スキーム

弁護士 山本 匡

はじめに

インド政府は、2024 年 7 月に公表した 2024-25 年度の予算案において、雇用政策の一環として雇用連動型インセンティブ（Employment Linked Incentive）を実施する予定であることを公表していたが、2025 年 7 月 1 日、雇用連動型インセンティブ・スキーム（以下「ELI スキーム」）を閣議で承認した。ELI スキームは、特に製造業を中心としつつ全産業における雇用創出、技能の向上と社会保障を強化することを目的とし、今後 2 年間で 3,500 万人の雇用を創出することを目指している。ELI スキームの予算額は 9,944 億 6,000 万ルピー（約 1 兆 7,105 億円（2025 年 7 月 25 日時点））である。

ELI スキームは、2025 年 8 月 1 日～2027 年 7 月 31 日の間に創出された雇用を対象とし、新規就労者を対象とした Part A と雇用主を対象とした Part B から構成される。それぞれのインセンティブの概要は以下の通りである。受給要件等に不明点もあり、今後詳細が明らかにされることが期待される。

Part A : 新規就労者へのインセンティブ

従業員積立基金機構（Employees' Provident Fund Organization）に登録した、月額給与 10 万ルピー以下の新規就労者を対象に、従業員積立基金の拠出金算定基準給与 1 か月分（ただし、最大 1 万 5,000 ルピー）が支給される。就労者への支給は就業後 6 か月と 12 か月後の 2 回に分けて行われ、就労者は 2 回目の支給前に金融リテラシー・プログラムを受講する必要がある。また、貯蓄を習慣付けるために、支給額の一部は預金口座に一定期間保管した後に引出しが可能となる。

Part B : 雇用主への支援

特に製造業を中心としつつ、全産業における追加雇用の創出を対象とする。雇用主は、月額給与 10 万ルピー以下の従業員について、追加雇用した従業員 1 人当たり月額最大 3,000 ルピーのインセンティブを 2 年間、製造業については、最長 4 年間受給することができる。ただし、雇用主が支給を受けるためには 6 か月以上継続して従業員を雇用する必要がある。また、従業員積立基金機構に登録されている事業所については、従業員数が 50 人未満の雇用主は 2 人以上、50 人以上の雇用主は 5 人以上の追加従業員を 6 か月間継続して雇用する必要がある。

インセンティブの構成は以下の通りである。

追加従業員の従業員積立基金の 拠出金算定基準給与	雇用主への追加従業員 1 人当たりのインセンティブ月額
1 万ルピー以下*	1,000 ルピー以下
1 万ルピー～2 万ルピー	2,000 ルピー
2 万ルピー～10 万ルピー	3,000 ルピー

* インセンティブ月額は従業員積立基金の拠出金算定基準給与に応じて按分

最後に

日本企業のインド拠点も、ELI スキームの要件を充足すればインセンティブの Part B を受給することができる（新規就労者は Part A を受給することができる。）。重点が置かれている製造業も非製造業も、同スキームを活用することのメリットと負担、税務等を考慮しつつ、同スキームの活用を検討することが望ましい。

[執筆者]

**山本 匡**（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

tadashi_yamamoto@noandt.com

2009 年から 2017 年にかけて、インド・シンガポールで勤務。

新興国を中心に海外進出、各種リーガル・サポートに携わっている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。